

2020/21 競技規則 変更と明確化（ならびに VAR の手順、用語集および審判員のための実践的ガイドラインへの変更）

2020 年 4 月

【競技規則変更の概要】

第 1 条 - 競技のフィールド

- ゴールポストとクロスバーは、4 つの基本的な形状（正方形、長方形、円形、楕円形）の組み合わせでも良い。

第 10 条 - 試合結果の決定

- 警告や注意は、ペナルティーマークからのキック (KFPM) に繰り越されない。
- KFPM に関する第 14 条の変更も参照のこと。

第 11 条 - オフサイド

- 守備側競技者による意図的なハンドの反則は、オフサイドの判定において「意図的なプレー」として考える。

第 12 条 - ファウルと不正行為

- ハンドの反則
 - ・ 肩と腕の境界は、脇の下の最も奥の位置であると定めた（この「2020/21 競技規則 変更と明確化」の最終ページに示される図を参照のこと）。
 - ・ 攻撃側競技者（あるいは、その味方競技者）による「偶発的なハンドの反則」は、得点か明白な得点の機会となる「直前」のものだけが罰せられる。
- ゴールキーパーは、手や腕であっても、（ゴールキックやフリーキックなどで）プレーの再開後に「不正に」ボールを 2 度触りした場合、警告されたり、退場を命じられることがある。
- 「大きなチャンスとなる攻撃を妨害、または阻止する」すべての反則に対して警告される。
- ドロップボールが行われるとき、規定の 4 m を離れない競技者は警告されなければならない。
- 主審が「大きなチャンスとなる攻撃を妨害、または阻止する」反則にアドバンテージを適用した場合や「すばやい」フリーキックを認めた場合、警告されない。

第 14 条 - ペナルティーキック

- ゴールキーパーの反則（飛び出し）は、けたたボールがゴールを外れたり、（ゴールキーパーがボールに触れることなく）ゴールから跳ね返ったならば、明らかにキッカーに影響を及ぼしていない限り、これに対して罰則を与えない。
- ゴールキーパーの最初の反則（飛び出し）には注意を与えられ、以降の反則には警告される。
- ゴールキーパーとキッカーが全く同時に反則を犯した場合、キッカーが罰せられる。

VAR の手順

- VAR オンリーレビューには、「TV シグナル」を 1 度だけ示せばよい。

用語集

- 相手を押さえる（ホールディング）の定義を付け加えた。
- プレーを再開するときの競技者の位置は、競技者の足または体のいかなる部分のグラウンドについている、その位置によって判断されることとした（第 11 条 - オフサイドに示される場合を除く）。

【明確化】

ゴールキックやフリーキックのときに、ゴールキーパーが「フリック（足で持ち上げ）」したボールをゴールキーパーが手で扱えるよう、味方競技者が頭か胸でゴールキーパーに戻した場合、ゴールキックは再び行われるが、懲戒の罰則は与えられない（何度も行わない限り）。

【再構成した文章】

第12条 - ファウルと不正行為

- ハンドの反則の定義に関する黒丸の文章の順番を変更した。

第14条 - ペナルティーキック

ゴールキーパーの反則に関する黒丸の文章を付け加えた。

- ペナルティーキックの反則に関する要約表を最新のものとし、再構成した。

VARの手順

- 「レビュー」の項の文章を変更し、多くのVARレビューが「オンフィールドレビュー（OFR）」になることを強調した。

【競技規則変更の詳細】

下記は、2020/21版競技規則のための変更である。それぞれの変更について、新しい文章、改正されたまたは追加の文章には、必要に応じこれまでの文章、そして変更理由を記している。

- ・ 削除された文章 = サッカー
- ・ 新しい文章 = サッカー

第1条 - 競技のフィールド

10. ゴール

改正された文章

(…)

ゴールポストとクロスバーは、承認された材質でできていなければならない。その形は正方形、長方形、円形、または、楕円形、またはこれらの組み合わせのいずれかでなければならない、危険なものであってはならない。

解説

ゴールポストとクロスバーの形状は、4つの基本的な形状の組み合わせでも良い。

第2条 - ボール

2. 欠陥が生じたボールの交換

改正された文章

ボールに欠陥が生じた場合：

- プレーは、停止される。
- プレーは、ドロップボールでもとのボールに欠陥が生じた場所で、交換したボールをドロップして再開される。

解説

第 8 条の文章と一貫性を保つための変更

第 4 条 - 競技者の用具

4. その他の用具 - 電子的パフォーマンス・トラッキングシステム (EPTS)

改正された文章

FIFA、大陸連盟または各国サッカー協会の主催下で行われる公式競技会の試合で、電子的パフォーマンス・トラッキングシステム (EPTS) のひとつとしてウェアラブル技術 (WT) が用いられる場合、競技会主催者は、競技者が着用する機器が危険でないものであり、IMS (国際試合標準) か FIFA 品質基準のいずれかに適合した以下のマークが付いたものとさせなければならない：



(このマークは削除される)

このマークは、公式にテストされ、FIFA が作成し IFAB が承認した国際試合基準が求める最低限の安全条件を満たしていることを示す。テストを行う検査機関は FIFA によって承認される必要がある。

電子的パフォーマンス・トラッキングシステム (EPTS) が試合や大会の主催者によって提供される場合、試合や大会の主催者は、が用いられる場合 (各国サッカー協会や競技会主催者の合意を前提として)、競技会主催者は、公式競技会で行われる試合において、試合中、EPTS からの情報およびデータが確実かつ的確にテクニカルエリアに送られるようにしなければならない。

(…)

次のマークは、(ウェアラブル、または光学式) EPTS の機器およびシステムがサッカーの試合における的確かつ確実な位置データに関する要件を満たしていることを示している正式にのテストが行われたことを示している。



解説

EPTS 装置に関する FIFA 品質基準の変更に合わせて、文章を変更した。

第 10 条 - 試合結果の決定

3. ペナルティーマークからのキック

改正された文章

試合後にペナルティーマークからのキックが行われるときも、他に規定されていない限り、競技規則の関係諸条項が適用される。試合中に退場を命じられた競技者のキックへの参加は認められないが、試合中に示された注意や警告はキックに繰り越されない。

解説

ペナルティーマークからのキック（KFPM）は試合の一部ではないので、（延長戦を含む）試合中に示された警告や注意は KFPM に繰り越されない。試合中および KFPM に 1 度ずつ警告を受けた競技者は退場を命じられない（KFPM 中にも退場とならないし、1 試合における 2 つ目の警告としてカウントされず、次の試合の自動的な出場停止にはならない）。

<日本協会の解説>

ペナルティーマークからのキック（PK 戦）は、試合の一部ではなく、試合またはホームアンドアウェーの対戦が終了し、競技会規定として勝者を決定する必要がある場合に取りられる「試合とは別個に設定された進め方」であることから、競技者のみならず、交代要員、交代して退いた競技者あるいはチーム役員が試合中に受けた注意、警告は、PK 戦に繰り越されないとされた。

例えば、ゴールキーパーが試合中のペナルティーキックでボールがけられる前に飛び出した場合、最初の飛び出しには注意となるが、これも PK 戦には繰り越されないので、PK 戦で新たに飛び出した場合も警告ではなく、注意となる（2 度目以降は警告）。また、試合中に警告を受けた競技者が PK 戦で不正なフェイントにより警告されても、あくまでも新たな警告であり 2 回目の警告として退場は命じられないので、次の試合の自動的な出場停止にはならない。

もっとも、競技会で導入されている警告の累積については、原則それぞれの規律委員会等で決定されるものの、示されたすべての警告がその対象になると考えられる。

3. ペナルティーマークからのキック

改正された文章

ペナルティーマークからのキックの進行中

(…)

- ゴールキーパーが反則を犯し、その結果キックを再び行うことになった場合、1 度目の反則であったなら、ゴールキーパーは警告されなければならない。注意され、その後も反則を犯したならば、警告される。

(…)

- ゴールキーパーとキッカーの両方が同時に反則を犯した場合、キックは失敗として記録され、キッカーは警告される。
 - キックが失敗した、あるいは、セーブされた場合、そのキックはやり直しとなり、両方の競技者は、警告される。
 - ボールがゴールに入った場合、得点は認められず、そのキックは失敗として記録され、キッカーは警告される。

解説

- ゴールキーパーは多くの場合、ボールがけられるタイミングの予測に失敗して飛び出した結果、反則を犯していることから、最初の反則には注意とする。しかし、再び行ったキックやそれ以降のキックでの反則には警告されなければならない。
- （あまり発生しないことだが）ゴールキーパーとキッカーがまったく同時に反則を犯した場合、ゴールキーパーは「不正な」フェイントによって飛び出しをしてしまったことになるので、キッカーが罰せられなければならない。

第11条 - オフサイド

2. オフサイドの反則

改正された文章

オフサイドポジションにいる競技者は、相手競技者が意図的にプレーしたボールを受けたとき、意図的なハンドの反則を犯した場合も含め、(相手競技者が意図的にセーブした場合を除いて)、利益を得ているとはみなされない。ただし、意図的なセーブからのボールを除く。

解説

守備側競技者の意図的なハンドがあり、その後にボールがオフサイドポジションの攻撃側競技者に渡っても、オフサイドの反則にはならないことを明確化した。守備側競技者が「正当に」意図的なプレー（ボールをける、ヘディングするなど）をした後、ボールがオフサイドポジションの攻撃側競技者に渡ってもオフサイドの反則とはならない。同様に、守備側競技者の「不正な」プレー（例えば「意図的なハンド」）からボールが渡ってもオフサイドの反則にはならない。

<日本協会の解説>

ハンドの反則が犯されると、多くの場合プレーが停止され、攻撃側チームに直接フリーキック（またはペナルティーキック）が与えられることになるが、まれに、守備側競技者からのボールがオフサイドポジションにいた攻撃側競技者にわたり、攻撃のチャンスにつながることもある。この場合でも、守備側競技者による意図的なプレー後に受け取ったボールと同様、この攻撃側競技者はオフサイドの反則を犯しているとはみなされず、もしハンドの反則にアドバンテージが適用されたならば、攻撃側競技者はそのままプレーを続けることも可能となる。

第12条 - ファウルと不正行為

1. 直接フリーキック - ボールを手または腕で扱う

新しい文章と図

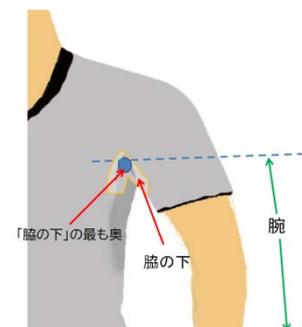
ハンドの反則を判定するにあたり、腕の上限は脇の下の最も奥の位置までのところとする。

解説

ハンドの反則を判定するにあたり、この「2020/21 競技規則 変更と明確化」の最終ページにある図に示されるように、腕は、「脇の下」の最も奥の位置から下の部分とした。

<日本協会の解説>

ハンドの反則かどうかを判断するにあたり、下図に示されるよう、「腕」は脇の下の範囲の一番奥の場所までと定義づけられた（手を下げた場合、脇の下の最も上に位置するところまで）。これにより、この位置を境界（競技規則においては、第12条に図として示される）として、「腕」の部分にボールの一部が触れた場合、ハンドの反則となるかどうかについて判断されることになる。



1. 直接フリーキック — ボールを手または腕で扱う

改正された文章

競技者が次のことを行った場合、反則となる。

- 手や腕をボールの方向に動かす場合を含め、手や腕を用いて意図的にボールに触れる。
- ゴールキーパーを含め、偶発的であっても、手や腕から相手チームのゴールに直接得点する。
- 偶発的であっても、ボールが自分や味方競技者の手や腕に触れた直後にボールを保持して、またはコントロールして、次のことを行う。
 - ・ 相手競技者のゴールに得点する。
 - ・ 得点の機会を作り出す。

競技者が次のことを行った場合、~~通常は反則となる。~~

- 次のように手や腕でボールに触れたとき
 - ・ (…)

これらの反則を除き、次のようにボールが競技者の手や腕に触れた場合は、~~通常は反則~~ではない：
(…)

解説

ハンドの反則の解釈について、次のとおり明確化した：

- ボールが偶発的に攻撃側競技者の手や腕に触れた後、ボールが他の攻撃側競技者にわたり、直後に攻撃側チームが得点をした場合は、ハンドの反則となる。
- ボールが偶発的に攻撃側競技者の手や腕に触れ、得点や得点の機会を得る前に、(パスやドリブルで)ボールがある程度の距離を移動した場合、またはいくつかのパスが交換された場合は、反則とならない。

1. 直接フリーキック — ボールを手または腕で扱う

改正された文章

ゴールキーパーは、自分のペナルティーエリア外でボールを手または腕で扱うことについて、他の競技者と同様に制限される。ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内で、認められていないにもかかわらず手や腕でボールを扱った場合、間接フリーキックが与えられるが懲戒の罰則にはならない。しかしながら、プレーが再開された後、他の競技者が触れる前にゴールキーパーが再びボールに触れる反則の場合(手や腕による、よらないにかかわらず)、相手の大きなチャンスとなる攻撃を阻止した、または相手の得点や決定的な得点の機会を阻止したのであれば、懲戒の罰則となる。

解説

プレーが再開された後、ゴールキーパーが相手の大きなチャンスとなる攻撃を妨害したり、得点の機会を得るのを阻止するために意図的に(他の競技者がボールに触れる前に)再びボールに触れたならば、ゴールキーパーは警告か退場を命じられるべきである。再び手や腕でボールに触れたとしても、「ハンドの反則」ではなく、「不正に」ボールを再びプレーしたという考え方が適用されるためである。

3. 懲戒処置 — カードを示すためにプレーの再開を遅らせる

改正された文章

主審が警告または退場と判断した場合、懲戒の罰則の処置をし終えるまでプレーを再開させてはならない。ただし、主審が懲戒の罰則の手続きを始めておらず、反則を犯していないチームがすばやくフリーキックを行って、明らかな得点の機会を得た場合を除く。懲戒の罰則の処置は、次にプレーが停止されたときに行われる。なお、反則が相手チームの決定的な得点の機会を阻止したものであった場合、競技者は警告さ

れることになり、相手の大きなチャンスとなる攻撃を妨害、または阻止したものであった場合、競技者は警告されない。

解説

DOGSO（決定的な得点の機会の阻止）の反則があった後に主審が「すばやい」フリーキックを認めた場合、次にボールがアウトオブプレーになった後、退場は命じられず警告となる。この考えとの一貫性を保つため、大きなチャンスとなる攻撃を妨害、または阻止した反則があった後に主審が「すばやい」フリーキックを認めたならば警告とすべきではない。

3. 懲戒処置 — アドバンテージ

改正された文章

警告や退場となるべき反則に対して、主審がアドバンテージを適用したとき、この警告や退場処置は、次にボールがアウトオブプレーになったときに行われなければならない。しかしながら、反則が相手チームの決定的得点の機会の阻止するものであった場合を除き、競技者は反スポーツ的行為で警告され、反則が大きなチャンスとなる攻撃を妨害、または阻止したものであった場合は警告されない。

解説

主審が DOGSO（決定的な得点の機会の阻止）の反則にアドバンテージを適用した場合、退場から警告となることから、これと整合性を取るため、大きなチャンスとなる攻撃を妨害、または阻止した反則にアドバンテージを適用した場合、警告とすべきではない。

3. 懲戒処置 — 警告となる反則

改正された文章

競技者は、次の場合警告される：

(…)

- ドロップボール、コーナーキック、フリーキック、またはスローインでプレーが再開されるときに規定の距離を守らない

解説

「規定の距離を離れない」警告の反則の1項目にドロップボールを加える。

3. 懲戒処置 — 反スポーツ的行為に対する警告

改正された文章

競技者が反スポーツ的行為で警告されなければならない状況は様々である。例えば：

(…)

- 相手の大きなチャンスとなる攻撃を妨害、または阻止するためにファウルいかなる反則を犯す。ただし、ボールをプレーしようと試みて反則を犯し、主審がペナルティーキックを与えた場合を除く。

解説

相手の大きなチャンスとなる攻撃は、ファウルとなるチャレンジではない方法で妨害、または阻止されることがあることから（例えば、プレー再開後「不正に」ボールを再びプレーする）、前項（黒丸の文章）で規定している「ハンドの反則」以外、該当するすべての反則に対して警告できるようにした。

第14条 - ペナルティーキック

2. 反則と罰則

改正された文章

(…)

ボールがインプレーになる前に、次のいずれかが起きた場合：

(…)

- ゴールキーパーが反則を犯し：
 - ・ ボールがゴールに入った場合、得点が認められる。
 - ・ ゴールキーパーの反則が明らかにキッカーに影響を与え、ボールがゴールに入らなかった、またはクロスバーやゴールポストから跳ね返った場合、キックが再び行われるだけとなる。
 - ・ ボールがゴールキーパーによりゴールに入るのを阻止された場合、キックは再び行われる。
ゴールキーパーが反則を犯した結果キックが再び行われた場合、その試合において最初の反則については注意が与えられ、それ以降の反則には警告が与えられる。
- ゴールキーパーまたはゴールキーパーのその味方競技者が反則し：
 - ・ ボールがゴールに入った場合、得点が認められる。
 - ・ ボールがゴールに入らなかった場合、キックは再び行われる。ゴールキーパーが反則を犯した場合は警告される
- 競技者がより重大な反則（例えば不正なフェイント）を犯した場合を除き、両チームの競技者が反則を犯した場合、キックは再び行われる。
- ゴールキーパーとキッカーが同時に反則を犯した場合、
 - ・ ~~ボールがゴールに入らなかった場合、キックをやり直し、両方の競技者は警告される。~~
 - ・ ~~ボールがゴールに入った場合、得点は認められず、キッカーは警告され、守備側チームの間接フリーキックでプレーを再開する。~~

解説

- （2019年8月：回状17号で概要を説明してあるが）ペナルティーキックが行われるときにゴールキーパーが反則を犯したものの、（例えば、ゴールキーパーが「セーブ」をすることなく）ボールがゴールを外れたり、ゴールポストやクロスバーから跳ね返ってきた場合、明らかにゴールキーパーの動きがキッカーに影響を与えていないのであれば、ゴールキーパーが罰せられることはないことを確認する。
- ゴールキーパーは多くの場合、ボールがけられるタイミングの予測に失敗した結果、飛び出しの反則を犯してしまっているので、最初の飛び出しの反則には警告しない。2度目以降の飛び出しや試合中で次以降のペナルティーキックでの飛び出しは、警告されなければならない。
- （あまり発生はしないが）ゴールキーパーとキッカーが全く同時に反則を犯したとき、ゴールキーパーはキックの瞬間を予測して動き、「不正な」フェイントによって飛び出してしまったので、キッカーが罰せられることになる。

3. 要約表

改正された表

ペナルティーキックの結果		
	ゴール	ノーゴール
攻撃側競技者による侵入	ペナルティーキックを再び行う	間接フリーキック
守備側競技者による侵入	ゴール	ペナルティーキックを再び行う
守備側競技者および攻撃側競技者による侵入	<u>ペナルティーキックを再び行う</u>	<u>ペナルティーキックを再び行う</u>
ゴールキーパーによる反則	ゴール	<u>セーブされない：ペナルティーキックを再び行われ</u> <u>ない（キッカーが影響を受けていない限り）</u> <u>セーブされる：ペナルティーキックを再び行い、ゴールキーパーに注意、以降の反則には警告</u>
ゴールキーパーおよびキッカーが同時に反則	間接フリーキック +キッカーに警告	<u>間接フリーキック</u> <u>+キッカーに警告</u>
ボールが後方にけられた	間接フリーキック	間接フリーキック
不正なフェイント	間接フリーキック +キッカーに警告	間接フリーキック +キッカーに警告
特定されていないキッカー	間接フリーキック +特定されていないキッカーに警告	間接フリーキック +特定されていないキッカーに警告

VAR 手順とハンドブックのアップデート

4. 進め方 - チェック

改正された文章

- 「チェック」によって「はっきりとした、明白な間違い」または「見逃された重大な事象」の可能性が示された場合、VARはこの情報を主審に伝え（どのような判定を下すべきかは伝えない）、主審は「レビュー」を開始するかどうかを決定する。

解説

判定について、VARは主審に助言することを認められているが、「最終の判定は常に主審が行う」と明確に規定されているので、「どのような判定を下すべきは伝えない」と記述することは不要であることから、この文章を削除した。

4. 進め方 - レビュー

改正された文章

- プレーがまだ停止していなければ、その後ボールが（通常、どちらのチームも攻撃の動きをしていない）中立な地域に移動する、または中立な状況になったら、主審がプレーを停止し、「TV シグナル」を示す。
 - ~~どちらの状況においても、主審はTVシグナルを明確に示す（テレビモニターの形を見せる）ことで、「レビュー」することを示さなければならない。~~
 - VARは、リプレー映像に何が映っているかを主審に説明する。~~が、どのような判定を下すべきかは伝えない。主審は：~~
 - ・ （既に示されていない）「TVシグナル」を示し、最終の判定を下す前にレフェリーレビューエリアへ行き、リプレー映像を見る（「オンフィールドレビュー（OFR）」という）。他の審判員は、特別な状況下で、主審からの要請がない限り、映像のレビューを行わない。
- または、
- ・ 主審自身の見方およびVARからの情報、また、必要に応じてその他の審判員の意見に基づき、最終の判定を下す（「VARオンリーレビュー」という）
 - どちらのレビュープロセスにおいても、最後に主審は再び「TVシグナル」を示し、その直後に最終の判定を下さなければならない。
 - 反則の強さ、オフサイドによる妨害、ボールを手または腕で扱う反則に関して考慮すべきことといった主観的な判断に基づく判定を下す場合は、概ね「オンフィールドレビュー（OFR）」が適切である。
 - 反則のあった位置または競技者のいた位置（オフサイド）、コンタクトポイント（ボールを手または腕で扱う反則またはファウル）、場所（ペナルティーエリアの内側または外側）、ボールアウトオブプレーなど、事実に基づく決定をする場合、通常、「VARオンリーレビュー」で行うことが適切である。しかし、競技者や試合のコントロールや、その決定が「周囲を納得させる」のに役立つのであれば、事実に基づく決定をする際にも「オンフィールドレビュー（OFR）」を行うことができる（試合終盤における、試合を決定づける重要な判定など）。

解説

- 「VARオンリーレビュー」のためには、「TVシグナル」を1度示すだけで十分である（プレーを止めた後にシグナルを示すことが必要な場合を除く）。
- 主観的な判断が必要な事象や判定には「オンフィールドレビュー（OFR）」が求められていることを強調するために文章の順番を変えた。

用語集への変更

新しい文章

相手を押さえる反則（ホールディング）

相手を押さえる反則（ホールディング）は、競技者が相手競技者の身体または用具に接触して相手競技者の進行を妨げるときのみに起こる。

プレーを再開するときの（競技者の）位置

プレーを再開するときの競技者の位置は、第11条に説明されている場合を除き、競技者の足または体のいかなる部分のグラウンドについている、その位置によって判断される。

審判員のための実践的ガイドラインの変更 ペナルティーキック (p. 212)

改正された文章

ボールがけられる前にゴールキーパーが露骨にゴールラインから離れて得点とならなかった得点を阻止した場合、副審は旗を上げなければならない、試合前の主審との打ち合わせに基づき、飛び出しについて知らせなければならない。

5. 負傷対応 (p222)

項目および文章の追加

競技者の安全確保は最も重要であり、主審は、特に重傷や頭部の負傷の判断において、医療関係者が容易に負傷者に対応できるようしなければならない。これには、関係者の合意を得た負傷の判断、または処置の手順に基づき、援助していくことも含まれる。

5-6. 警告または退場を伴う反則後の治療と負傷の判断 (p. 222)

項目の番号と文章の変更

(…)

一般的なガイドラインとして、重傷や頭部の負傷の程度の判断を除き、誰もがプレーの再開の用意ができたときから(…)。

ハンドの反則の図

